平成２１年（フ）第９７１号
兵庫県西宮市堤町２番38―201号、前住所兵庫県西宮市門前町９番３号　レオパレス21ＮＡＫＡＪＩMA104号
債務者　折坂　健一
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１６１号
愛媛県宇和島市坂下津甲381番地58
債務者　大畑　純子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第１６２号
愛媛県宇和島市坂下津甲381番地58
債務者　大畑眞佐一
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　松山地方裁判所宇和島支部

平成２１年（フ）第８０２号
高知県土佐市高岡町甲2008番地３
債務者　石元　道子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８５３号
高知県吾川郡いの町3295番地６、住民票上の住所高知県吾川郡いの町1469番地８
債務者　安藤　達哉
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第８６０号
高知県高岡郡日高村下分2000番地
債務者　山中　香恵
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９３６号
高知市春野町弘岡中1685番地１
債務者　西森　光男
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第９５７号
高知県吾川郡いの町6381番地５
債務者　井上　和子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　高知地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第５５号
福岡県宮若市宮田4887―１―２階、住民票上の住所福岡県遠賀郡水巻町吉田西１丁目３番25号
債務者　小林　時子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第１３５号
福岡県直方市大字永満寺2306番地、前住所福岡県直方市大字下境3910番地223
債務者　藤田　正史
1　決定年月日時　平成21年11月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　福岡地方裁判所直方支部

平成２１年（フ）第４４９号
佐賀県鳥栖市布津原町61番地　県営宿町住宅Ｂ６―614
債務者　橋本　昌博
1　決定年月日時　平成21年11月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第６４５号
大分市大字羽屋241番地の11
債務者　徳山みどり
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６５５号
大分市下郡南５丁目16番37号
債務者　野崎　幸重
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６６１号
大分市三川上４丁目６番14号メゾン・ド・ナツミ201
債務者　日名子由美子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６７３号
大分県別府市石垣西３丁目６番46号　サンジュエル石垣Ａ202号
債務者　藤内　香織
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６７６号
大分市今津留３丁目13番27号
債務者　三重野公彦
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６７７号
大分市大字荏隈910番地の１市営Ｈ８―607、申立時の住所大分市大字上宗方1525番地の３
債務者　佐藤満ち子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月27日まで　大分地方裁判所民事第１部破産再生係